

「消費者基本計画工程表 改定素案」に関する意見

一般社団法人 全国消費者団体連絡会

	施策名	項目名	意見
1	全体	KPI(アウトプット指標)	第4期消費者基本計画は令和6年度が最終の5年目です。工程表は計画と共に成果の推移を見るもので、通常であれば毎年の指標と成果を掲載することが必要であると考えます。今回は計画途中で工程表の記載を変更したことから記載が困難であるかもしれませんが、昨年度の数値であれば掲載は可能と考えますので、掲載をするべきです。
2	1. 消費者事故等の情報収集及び発生・拡大防止	取組	社会のデジタル化が進み、消費者が使用する製品も大きく変化していますが、製品安全の責任を問うPL法は制定されて30年間、改正が行われていません。EUでは、デジタル製品や新技術による適応範囲を明確にするため、製造物責任法改正案が提案されています。インターネットで海外の製品も容易に購入できることもあり、日本のPL法も世界と標準を合わせるために、法改正に向けた取り組みを記載すべきです。
3	2. 特定商取引法の執行強化等	取組	定期購入被害や若者のマルチ取引、SNSを介した勧誘など特商法の法改正が必須となっています。昨年度も指摘しましたが、「今後の施策の実施に当たって参考」との回答になっています。しかし、被害が拡大する中、対処が必要であると考えます。今後の方向性のお考えを記載してください。
4	5. 食品表示制度の適切な運用と時代に即した見直しの検討	取組	保健機能食品及び特別用途食品について、令和6年も前年に引き続き実施となっていますが、今般発生した小林製薬の紅麹の問題を受けて実施される機能性表示食品の総点検や、その後の制度の見直しの着手について、現段階での見直しを加筆してください。併せて、特定保健機能食品と機能性表示食品についての消費者理解や促進すること、機能性表示食品で人体被害などが発生した場合の事業者の消費者庁への報告ルール整備なども加筆してください。
5	5. 食品表示制度の適切な運用と時代に即した見直しの検討	取組	g.「食品添加物の不使用表示に関するガイドライン」は、表示の見直し期限が本年3月31日で終了し、4月1日より本格運用が開始されます。一般消費者を誤認させるような無添加・不使用表示の排除がどのように進んだか、検証を進めることを加筆してください。
6	9. 食品ロスの削減の推進に関する法律に基づく施策の推進	KPI(アウトプット指標)	食品ロス削減目標達成に向けたKPIについて、施策パッケージの取り組みの中から具体的に数値化して示してください(例:活動実績のあるフードバンク団体の数、地域で展開されているフードドライブの拠点数など)。
7	10. エシカル消費の普及啓発	取組	エシカル消費につながる取り組みの具体化と効果の見える化は、消費者自身が活動の意義を実感し、取り組みを長く継続するために大変重要です。普及啓発に当たっては消費者が生活に生かすことのできる取り組みとその効果を具体的に示してください。その際、多くの消費者が取り組むことでどれだけの効果を生み出すのか、という点も示してください。
8	12. デジタル・プラットフォームを介した取引等における消費者利益の確保	取組	2023年6月にオンラインマーケットプレイス事業者と省庁の連携により策定し取り交わされた、日本版「製品安全誓約」により、安全ではない製品がオンライン市場から排除され、健全な取引の拡大が期待されています。工程表に全く触れられていないことから、「製品安全誓約」について加筆してください。